

令和5年第5回まちづくり委員会 運営委員会(報告)

開催日等 令和5年5月11日(木)午後5時から7時20分まで
清瀬市役所 会見室

1 報告事項

(1) 各グループのグループワーク

第4回委員会時の時間配分等についてもご報告ください。

ア 提案審議グループ

- ①審議する時間が取れて良かった。
- ②芸術・音楽関係の提案を市長提言にしたい。関係機関や担当部署、提案者にきいてみたいことがある。
- ③再度メンバーの意見をメール等で確認し、第5回委員会で本会議までに意見をまとめる等の準備をしたい

イ 条例審査グループ

- ①提案No.8についてなかなかまとめられない。
- ②計画そのものについて評価を出すことはできないので、策定の過程で市民参画ができていないか確認して提案者に返したいと考えている。
- ③今までの検討内容は1審2審を参考にしてほしい。
- ④市長への提言とするのか、どのような形でどこに報告するのか検討したい。

ウ WSグループ

- ①前回の委員会で「市民から広く意見をきく」「誰でも意見を出しやすいようにすること」について検討した。
- ②「フェス」とした理由は人を集めるために「楽しそう」「おもしろそう」という雰囲気が必要だと考えたから。場所や日程(7月30日市役所)を検討していたが、ひまフェスや市民まつりで実施するという方法も検討していく。

(2) 令和5年第4回まちづくり委員会後の意見

〈意見〉

委員 委員会後にきた意見について、運営委員会で話し合うよりは、担当グループに情報提供した方がいいのではないかと。

事務局 意見を提出した委員とは、メールを受け取る前に電話でも意見を受けた。その中で「運営委員会にいただいた意見を伝える」となったため、運営委員会で委員からの意見をお伝えすることとした。

委員 今回は、運営委員会で話した内容を含め、提案・条例・WSグループに情報提供すればよい。今後は、委員からの意見は各グループに転送すればよいと考える。

事務局 今後は運営委員会に提出せず、各グループに情報提供する。

① ワークショップグループの内容

<意見>

1) ひまわりフェスティバル、市民まつりでの出店は不確定要素のため、原案の単独開催も視野に検討しなければならない。

2) ひまフェス・市民まつりに出店できるか事務局が確認し、WSグループに報告する。

3) どこで出店するかによって内容がかなり異なるため、それぞれの案を検討していく必要がある。

②市民まつりでの周知等

委員からの意見としてワークショップに情報提供する。

③提案審議の進行

<意見>

1) 提案審議についてはフローチャートに基づいて審議しているため、そのプロセスも尊重されないといけない。

2) 全委員から意見を聞く場として各協議のあとに5分程度全体から意見出し、質疑をする時間をとることはどうか。

→ 第5回委員会の次第に意見交換の時間を設ける。

④まちづくり委員会のきまり

事務局「まちづくり委員会のきまり」は可決後の第3回委員会で配布済み。

ホームページにもまちづくり委員会の紹介欄ではありませんが、配布資料として掲載する。

委員 ホームページを見ると、「まちづくり基本条例」は掲載されているが、「まちづくり基本条例施行規則」は掲載されていない。施行規則も掲載してほしい。

令和4年中のまちづくり委員会の開催内容は議事要旨のみで資料が掲載されていない。資料も掲載してほしい。

事務局「まちづくり基本条例施行規則」は掲載する方向で対応したい。

令和4年中の委員会資料についてはホームページのデータがどのようになっているか確認し対応したい。

⑤まちづくり委員会がどこまで介入できるか

まちづくり委員会は市の実施している事業等に対し介入できる機関ではない。

(3) 条例審査グループからのアンケート調査

ア 委員へのアンケート 5月9日に送付済み(回答期限5月15日)

イ 担当部署への調査 5月10日に依頼済み(回答期限5月17日)

(4) 新規提案の数

第4回委員会時に報告した提案No.30を送付済み。それ以降なし。

(5) 傍聴者の意見の数

なし

2 審議事項

(1) 第5回委員会で審議する提案について

ア 提案 No. 19

第4回委員会で「①モニュメントの水が止まっていること等については担当部署案件として回答する。②清瀬駅再開発については改めて協議する。」という方針となったため、「①モニュメントの水が止まっていること等については担当部署案件として回答する。」について審議する。

3 協議事項

(1) 新規提案の取扱いについて

ア 募集期限は設けない

イ 原則として今期委員で審議する新規提案は7月末日までに提出された提案とする。

ウ 市民提案用紙に提出時期によっては今期委員会で審議できない可能性があるとして記載する。

(2) 提案No.22・23について

ア 提案No.22

提案内容がまちづくりフォーラムに関することである。「次回以降の参考としたい」等の内容で回答してよいか、第5回委員会で審議する。

イ 提案No.23

提案内容が竹丘地域限定であり、内容が要望と考えられるため「担当部署案件」としてよいか第5回委員会で審議する。

(3) 提案者への回答

担当部署へ質問又は照会している場合、担当部署からの回答を引用するときは鍵括弧または枠内に記載する等、まちづくり委員会からの回答と混在しないよう工夫する。

4 次回の運営委員会

令和5年6月8日(木) 10時 清瀬市役所 会議室3-1